

# 国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2015年5月)

IASBでは2015年5月度（5月8日から5月20日）、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
① 保険契約 教育セッションにおいて、変動手数料アプローチ等に関して議論された。	決定事項なし。
② 動的リスク管理の会計処理 プロジェクトに関する今後の進め方等について議論された。	動的リスク管理活動に関する情報ニーズの確認、及び開示による対応等を検討すること等が暫定決定された。 また、将来的に専門家による諮問委員会を設置することも暫定決定された。
③ 資本の特徴を有する金融商品 負債と資本の区別に関する論点等が議論された。	決定事項なし。
④ 顧客との契約から生じる収益 収益認識に関する共同の移行リソース・グループで取り上げられた論点のうち、本人か代理人かの検討に関する論点等が議論された。	詳細は I（30頁）参照。
⑤ 料金規制対象活動 料金規制の対象となる企業とその顧客、料金規制機関の間における取引、及び基準開発の対象となる取引の範囲等について議論された。	基準開発の対象となる取引の範囲等について確認したうえで、再びディスカッション・ペーパーを開発することが有効であることが合意された。
⑥ 開示に関する取組み 複数の取組みが同時進行しているが、今回は開示原則等について議論された。	詳細は II（30頁）参照。
⑦ IFRS適用上の論点 「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」及びIAS第40号「投資不動産」の狭い範囲の修正に係る公開草案に関するデュー・プロセスの確認等が行われた。 また、IFRS第8号「事業セグメント」の狭い範囲の修正案について議論された。	「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」及びIAS第40号「投資不動産」の狭い範囲の修正に係る公開草案に関して、必要なデュー・プロセスがとられていることが確認された。 また、IFRS第8号「事業セグメント」の狭い範囲の修正案に関して、適用後レビューの結果、改善が求められた点について修正することが暫定決定された。
⑧ IFRS第2号「株式に基づく報酬」に関する調査研究プロジェクト 調査研究プロジェクトのアプローチ方法等について議論された。	IFRS第2号「株式に基づく報酬」に係る課題を識別し、調査研究ペーパーを公表する方針が合意された。

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」に分けて記載する。

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update<sup>1</sup>」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳<sup>2</sup>をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## I 顧客との契約から生じる収益

### 背景

2014年5月、IASBは、米国財務会計基準審議会(FASB)と行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する基準書IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表している。このIFRS第15号は、収益に関する包括的な単一の会計基準を開発することにより、財務諸表作成者による会計基準の適用を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者にとってより有用な情報を開示することを目的として開発されたものである。

また、この新基準に関して、IASBとFASBは2014年6月、収益認識に関する共同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group for Revenue Recognition、以下「TRG」という。)の創設を発表し、定期的に会合が開催されている。

TRGは、企業が新基準を適用する際に発生すると想定される潜在的な論点について議論することを目的としており、作成者、監査人、利用者等により構成されている。TRG自体が解釈指針等を開発することはなく、TRGにおける議論の内容が定期的にIASBとFASBに報告される仕組みとなっている。さらにTRGは、新基準の適用に関して、利害関係者に学習の機会を提供する

こともその設立趣旨とされている。

### 今回の議論のテーマ

上記のように、TRGでは新基準が適用された場合の円滑な運用を目的として、潜在的な問題点について議論が行われており、今回は、その中でも、本人か代理人かの検討に関する論点等が議論された。



### 主な暫定決定事項

- ▶ サービス提供業務において、支配の原則をどのように適用するかを明確にするため、IFRS第15号の適用指針を修正することを暫定決定した。
- ▶ 本人か代理人かの検討に関するガイダンスについてどのように利用するかを明確にするため、IFRS第15号に付属する設例45~48を修正し、また、追加の設例を設けることを暫定決定した。

### 今後の予定

本人か代理人かの検討に関する論点に関して、FASBとの今後の合同ボード会議において議論する予定である。

## II 開示に関する取組み

### 背景

現行の国際財務報告基準(IFRS)の表示及び開示要求に対して、様々な関係者から様々な見解が示されている。その1つとして、現行のIFRSは開示要求が多く、企業は財務諸表利用者にとって重要性の低い情報まで開示を行う。その結果として、財務諸表の有用性が低下しているという指摘がある。こうした意見を受けて、IASBでは開示に関する取組みとして、短期的に対応可能な項目、及び中長期的に対応する項目を識別し、開示を改善するためのプロジェクトを進めている。

### 今回の議論のテーマ

開示に関する取組みは、上記のように複数のプロジェクトが同時に議論されているが、今回はその中でも、開示原則等に関して議論された。



### 主な暫定決定事項

- どのような場合に会計方針を開示すべきかという判断に関する追加的なガイダンスを、開示に係る基準（IAS第1号「財務諸表の表示」又は同等の基準）に含めることを暫定決定した。
- 開示に係る基準（IAS第1号「財務諸表の表示」又は同等の基準）において、会計方針の開示を、より企業固有のものとするに關する追加的なガイダンスは含めないことを暫定決定した。
- 開示に係る基準（IAS第1号「財務諸表の表示」又は同等の基準）、あるいは教育マテリアルにおいて、以下のようにすることを暫定決定した。
  - ◇ 会計方針の記載場所に関して、代替的な場所を記述する。
  - ◇ 重要性のない会計方針に関して、年次報告書以外の場所への参照を認める。
  - ◇ 判断、仮定、会計上の見積りに關する開示に關して、関連する会計方針とまとめて記載することを企業に要求する（他の場所の方が適切である場合は除く）。
  - ◇ 企業が選択する会計方針、当期に変更された会計方針、判断及び見積り等を伴う会計方針を明確に識別することを企業に要求する。

### 今後の予定

2015年6月の会議において、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案に対するフィードバックの検討、及び開示原則等に関して議論する予定である。

#### 〈注〉

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/update/2015.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml)

（機関誌編集員会編集員 松尾洋孝）